

第120回 定時株主総会 招集ご通知



日時 2026年 6 月25日（木曜日）
午前10時

場所 東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号
理研計器株式会社
本社大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項 議案
取締役(監査等委員である取締役を除く。)
3名選任の件

株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	11
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33
中期経営計画の概要と進捗	39
トピックス	40
株主総会会場ご案内図	

理研計器株式会社

証券コード 7734



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

代表取締役社長の松本 哲哉でございます。

第120回定時株主総会を6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループの事業の現況と今後の課題及び株主総会の議案についてご報告ご説明申しあげますので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長 松本 哲哉

経営理念

理研計器グループは「人々が安心して働ける環境づくり」を永久のテーマとして社会の発展に貢献します。

経営方針

理研計器グループは良き企業市民として、法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たします。

1. 技術の開発と経営の合理性から、適正な利益を追求し、持続的な発展を目指します。
2. お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献します。
3. 株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報います。
4. 取引先とは、安定した取引を目指し、共存共栄を図ります。
5. 従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報います。

証券コード 7734
2026年6月3日

株 主 各 位

東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号

理研計器株式会社

代表取締役社長 松本 哲哉

第120回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.rikenkeiki.co.jp/ir/generalmeeting>



また、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記、東証のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「理研計器」又は「コード」に当社の証券コード「7734」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、**2026年6月24日（水曜日）午後5時10分**までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
2	場所	東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号 理研計器株式会社 本社大会議室
3	目的事項	
	報告事項	1. 第120期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第120期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	
	議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4	招集にあたっての 決定事項 (議決権行使についてのご案内)	(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネット等により複数回、議決権の行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしておりますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時10分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

の数の欄

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封紙同
見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議 案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

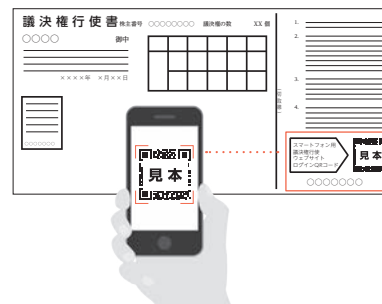
2026年6月24日（水曜日）
午後5時10分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインいただき、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

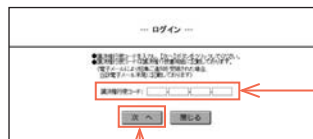
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

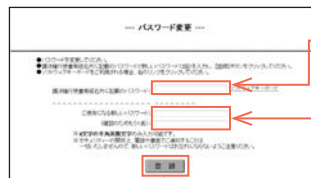
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9：00～21：00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえ提案しております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	取 締 役 会 出 席 状 況
1 再任	まつもと 哲哉 松本 哲哉	代表取締役社長	100% (12回中12回)
2 再任	こぶ しんや 古布 真也	取締役常務執行役員 営業本部長	100% (12回中12回)
3 再任	きざき しょうじ 木崎 昭二	取締役執行役員 生産本部長 理研計器（常州）電子科技有限公司 董事長	100% (12回中12回)

候補者番号

1



再任

まつもと 哲哉
松本 哲哉

(1964年10月13日生)

所有する当社の株式数	139,481株
取締役在任年数	17年
取締役会出席状況	100% 12/12回

■ 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4 月	当社入社
2006年 7 月	当社執行役員経理部長兼経営監査室長
2007年 3 月	当社執行役員管理本部経理部長兼社長室長
2009年 6 月	当社取締役執行役員管理本部総務部長兼経営企画室長
2009年 7 月	当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長
2014年 4 月	当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長
2017年 6 月	当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長
2018年10月	当社取締役常務執行役員 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長
2021年 4 月	当社取締役常務執行役員生産本部長兼生産管理部長
2022年 4 月	当社取締役常務執行役員生産本部長
2023年 4 月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

松本 哲哉氏は、2009年当社取締役に就任後、管理部門、経営企画部門及び生産部門を指揮・統括し、2023年より代表取締役社長を務め、当社グループの企業価値向上のため、戦略推進に携わっております。当社における経営全般に関する幅広い知見と見識を有していることから、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

こぶ しんや
古布 真也

(1960年9月29日生)

所有する当社の株式数

28,796株

取締役在任年数

9年

取締役会出席状況

100%

12/12回



再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月	当社入社
2010年 3 月	当社営業本部第一営業部長
2011年 4 月	当社営業本部東日本営業部長
2014年 4 月	当社執行役員営業本部副本部長
2017年 1 月	当社執行役員営業本部長
2017年 6 月	当社取締役執行役員営業本部長
2018年 6 月	当社取締役執行役員営業本部長兼海外営業部長
2020年 4 月	当社取締役執行役員営業本部長
2021年 6 月	当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

古布 真也氏は、営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2017年より当社取締役に就任しております。その後も、営業部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3



再任

きざき しょうじ
木崎 昭二

(1962年10月23日生)

所有する当社の株式数

38,907株

取締役在任年数

7年

取締役会出席状況

100%

12/12回

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月 当社入社
2014年 4 月 当社技術開発本部カスタムエンジニアリング部長
2016年 6 月 当社執行役員技術開発本部カスタムエンジニアリング部長
2018年 4 月 当社執行役員技術開発本部副本部長兼カスタムエンジニアリング部長
2019年 4 月 当社執行役員技術開発本部長
2019年 6 月 当社取締役執行役員技術開発本部長
2024年 4 月 当社取締役執行役員生産本部長兼製造二部長
2024年 9 月 理研計器（常州）電子科技有限公司 董事長（現任）
2025年 4 月 当社取締役執行役員生産本部長（現任）

■ 重要な兼職の状況

理研計器（常州）電子科技有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

木崎 昭二氏は、技術開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2019年より当社取締役就任しております。その後も、技術開発部門及び生産部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者が株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合及び被保険者が損害賠償請求を提起され職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等について補填することとし、保険料を全額当社が負担しております。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役が保有するスキル等のうち、特に期待するスキルと専門分野に●印を付けております。

氏 名	取締役特に期待するスキルと専門分野								
	企業 経営	国際ビジ ネスに対 する知識	営業・ マーケテ ィング	技術 研究開発	生産	コーポレ ートガバ ナンス	財務・ 会計	IT・ デジタル	人財戦 略・サス テナビリ ティ
松本 哲哉	●				●	●	●	●	●
古布 真也		●	●						●
木崎 昭二				●	●			●	●
中野 信夫			●	●		●			
多賀 道正	●		●		●	●			●
植松 泰子						●			●
竹本 秀一	●					●	●	●	●

以 上

事業報告

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

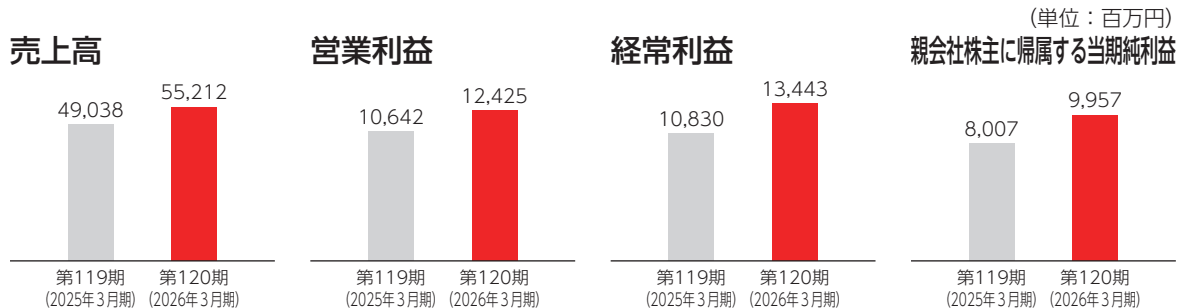
当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策による影響が一部にみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。

世界経済は持ち直しの動きが続く一方で、欧米の通商政策や高金利の継続、為替相場の変動に加え、中東情勢やウクライナ情勢などの地政学リスクにより、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境としては、主要顧客である半導体業界において生成AI・データセンター向け需要の拡大を背景に、先端分野への投資は引き続き活発な状況にあります。海外市場においては、特に北米を中心にガス検知警報機器の需要が堅調に推移いたしました。

このような情勢のなか、当社グループは顧客の品質・納品に対する要求や製品に求められる認証を適時取得しつつ、開発・生産・販売・保守にわたる一貫した価値提供体制及び競争力の強化に努めております。さらに、海外シェアの拡大に向け、海外半導体業界で主流の多点テープ式ガス検知警報機器の開発や、海外子会社の体制の強化を図りました。

これらの諸施策の結果、当連結会計年度の売上高は552億1千2百万円（前連結会計年度比12.6%増）、営業利益は124億2千5百万円（前連結会計年度比16.8%増）、経常利益は134億4千3百万円（前連結会計年度比24.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は99億5千7百万円（前連結会計年度比24.3%増）となりました。

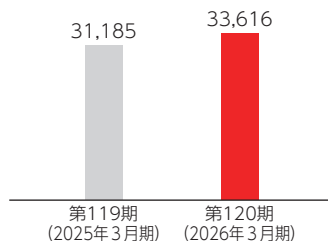


次に、機種別の売上の概況をご説明申し上げます。

定置型ガス検知警報機器

売上高 336億1千6百万円（売上高比率60.9%）

売上高（単位：百万円）



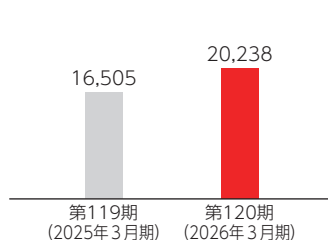
定置型ガス検知警報機器は、生成AI・データセンター向け需要の増加を背景に、主要顧客である半導体業界向けの販売が好調に推移したほか、ガス業界や船舶業界向けの販売及び国内の更新需要も堅調に推移しました。

また、アフターメンテナンスサービスも堅調に推移したことから、売上高は336億1千6百万円（前連結会計年度比7.8%増）となりました。

可搬型ガス検知警報機器

売上高 202億3千8百万円（売上高比率36.6%）

売上高（単位：百万円）



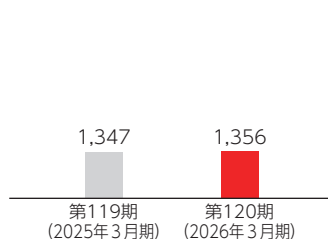
可搬型ガス検知警報機器は、主力機種であるポータブルガスモニター「GX-3Rシリーズ」が、国内では石油化学業界や船舶業界向けを中心に、海外では北米の幅広い業界に売上を伸ばしました。

また、アフターメンテナンスサービスも堅調に推移したことから、売上高は202億3千8百万円（前連結会計年度比22.6%増）となりました。

その他測定機器

売上高 13億5千6百万円（売上高比率2.5%）

売上高（単位：百万円）



その他測定機器の売上高は、13億5千6百万円（前連結会計年度比0.6%増）となりました。

幅広い業界並びに学術分野におけるこれまでの活用実績を、脱炭素社会実現並びに地球温暖化防止に対するソリューション提供に展開し、引き続き市場開拓に取り組みます。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は36億5千2百万円であり、その主なものは、基幹システムの構築に伴うソフトウェア投資、生産設備の取得・更新費用、営業・サービス拠点の用地取得費用であります。

これに要した資金は、全額自己資金により充当しております。

また、当連結会計年度における資金調達で特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 117 期 (2023年3月期)	第 118 期 (2024年3月期)	第 119 期 (2025年3月期)	第 120 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
受 注 高(百万円)	47,047	45,563	49,610	60,463
売 上 高(百万円)	45,004	45,581	49,038	55,212
経 常 利 益(百万円)	11,944	12,272	10,830	13,443
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,670	8,378	8,007	9,957
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	186.21	179.91	172.10	217.32
総 資 産(百万円)	79,746	88,591	92,763	101,050
純 資 産(百万円)	63,383	72,453	77,504	85,383
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,361.13	1,555.65	1,687.03	1,878.29

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第117期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 117 期 (2023年3月期)	第 118 期 (2024年3月期)	第 119 期 (2025年3月期)	第 120 期 (当事業年度) (2026年3月期)
受 注 高(百万円)	40,299	38,009	42,605	50,416
売 上 高(百万円)	38,327	38,077	42,050	45,299
経 常 利 益(百万円)	9,790	10,770	9,756	11,031
当 期 純 利 益(百万円)	7,356	7,844	7,411	8,516
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	158.00	168.44	159.29	185.88
総 資 産(百万円)	68,421	75,810	79,317	85,697
純 資 産(百万円)	54,909	62,633	66,142	72,194
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,179.15	1,344.80	1,439.79	1,588.23

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第117期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社理研計器奈良製作所 (奈 良 県 桜 井 市)	50百万円	100%	ガス検知警報機器及び電子機器等の製造販売
台湾理研計器股份有限公司 (中 華 民 国 台 南 市)	30百万NT\$	100%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器商貿(上海)有限公司 (中 華 人 民 共 和 国 上 海 市)	1,693千元	100%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器(上海)進出口有限公司 (中 華 人 民 共 和 国 上 海 市)	1,000千元	100% (100%)	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
R K I Instruments, Inc. (アメリカ合衆国カリフォルニア州)	130千US\$	100%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
RIKEN KEIKI ASIA PACIFIC PTE. LTD. (シンガポール共和国シンガポール市)	620千SG\$	100%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
R I K E N K E I K I G m b H (ドイツ連邦共和国エシュボルン市)	25千EUR	100%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器(常州)電子科技有限公司 (中 華 人 民 共 和 国 江 蘇 省 常 州 市)	2,500千元	90%	ガス検知警報機器の製造

(注) 1. 2025年8月27日に、理研計器商貿(上海)有限公司の子会社として、理研計器(上海)進出口有限公司を設立いたしました。

2. 議決権比率の()内の数値は、間接所有による議決権比率であります。

3. RIKEN KEIKI ASIA PACIFIC PTE. LTD. は、2025年9月1日付でR K INSTRUMENTS (S) PTE LTD. から商号変更しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、為替相場の変動に加え、中東情勢やウクライナ情勢などの地政学リスク、並びに米国の通商政策による貿易摩擦等の影響により、先行き不透明な経営環境が継続するものと認識しております。

また、主要顧客である半導体業界においては、生成AI・データセンター向け需要の拡大を背景に、先端分野への投資は引き続き活発に推移しております。こうした事業機会を確実に捉えるべく、製品性能の向上及び生産体制の強化を図り、安定供給に取り組んでまいります。加えて、海外半導体市場向けには、多点テープ式ガス検知警報機器の販売を強化し、シェアの拡大に努めてまいります。

一方で、人件費及び原材料費の高騰などコスト上昇要因については、生産性の向上に加え、適切な価格改定を実施することにより、収益性の確保に取り組んでまいります。

技術開発の分野においては、ガスの可視化をはじめとする先端検知技術の開発を推進し、市場ニーズを踏まえ、競争力の維持・向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社の企業集団は、当社、子会社10社及び関連会社1社で構成され、ガス検知警報機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれに関わるアフターメンテナンスサービスの事業活動を展開しており、これらの事業を1セグメントとしております。

事業内容の内訳は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名	売上高比率
定置型ガス検知警報機器	総合保安防災システム、毒性ガス検知警報装置、酸欠事故防止用検知警報装置、可燃性ガス検知警報装置、複合ガス検知警報装置	60.9%
可搬型ガス検知警報機器	毒性ガス検知警報器、酸欠事故防止用検知警報器、可燃性ガス検知警報器、複合ガス検知警報器	36.6%
そ の 他 測 定 機 器	光波干渉式ガス測定器、光電子分光装置、自動プレス機の監視モニター	2.5%

(6) 主要な拠点 (2026年 3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都板橋区	
開発・生産拠点	開発センター・生産センター (埼玉県春日部市)	
	函館工場 (北海道函館市)	
販 売 拠 点 (営 業 所)	北海道・東北	札幌、岩手、仙台
	関東・甲信越	水戸、埼玉、千葉、神奈川
	北陸・東海・近畿	金沢、浜松、名古屋、四日市、関西
	中国・四国	水島、広島
	九州・沖縄	福岡、大分、熊本
メンテナンスサービス拠点 (サービスステーション)	北海道・東北	札幌、岩手、仙台
	関東・甲信越	栃木、水戸、つくば、鹿島、埼玉、 東京、千葉、横浜、厚木、新潟、 松本、甲府
	北陸・東海・近畿	富山、金沢、浜松、名古屋、四日市、 四日市東、京滋、尼崎、姫路
	中国・四国	水島、東広島、広島、徳山、四国
	九州・沖縄	鳥栖、大分、熊本

(注) 上記の他、メンテナンスサービス拠点の出張所が2ヶ所ございます。

② 子会社

「(3) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,465名 (596名)	58名増 (33名増)

(注) 従業員数欄の(外書)は、嘱託・臨時従業員等(年間の平均人員、1日8時間換算)及び人材派遣会社からの派遣社員(年間の平均人員)であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,147名 (494名)	47名増 (14名増)	40.4歳	15.4年

(注) 従業員数欄の(外書)は、嘱託・臨時従業員等(年間の平均人員、1日8時間換算)及び人材派遣会社からの派遣社員(年間の平均人員)であります。
なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	961
第一生命保険株式会社	275
株式会社三井住友銀行	200
みずほ信託銀行株式会社	150
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社三菱UFJ銀行	100

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 188,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,322,000株（自己株式1,866,216株を含む）
- ③ 株主数 3,063名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,236,100株	9.32%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,192,218株	9.22%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,556,300株	5.62%
BANK LOMBARD ODIER AND CO LTD GENEVA	2,413,422株	5.31%
第一生命保険株式会社	2,400,000株	5.28%
理研計器協力会社持株会	1,983,462株	4.36%
株式会社みずほ銀行	1,800,402株	3.96%
長野計器株式会社	1,422,000株	3.13%
株式会社三井住友銀行	1,327,600株	2.92%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,306,939株	2.88%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,866,216株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（1,866,216株）を控除して計算しております。
3. Forest Manor N.V.から2017年7月13日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、2017年7月10日現在、1,301,355株（保有割合5.50%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。なお、同社より2026年5月18日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2026年5月13日現在2,118,422株（保有割合4.48%）を保有している旨の報告を受けております。
4. キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから2025年4月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2025年3月31日現在、3,206,052株（保有割合6.77%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。
5. フィデリティ投信株式会社から2025年6月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2025年6月13日現在、2,163,900株（保有割合4.57%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。

6. 三井住友DSアセットマネジメント株式会社から2026年3月23日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2026年3月13日現在で3,715,553株（保有割合7.85%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における株式会社三井住友銀行以外の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

当社は、2020年6月25日開催の第114回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2025年6月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月22日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名に対し自己株式7,399株の処分を行っております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年12月17日及び2026年2月16日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり取得いたしました。

2025年12月17日付取締役会決議による自己株式の取得

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	320,000株
取得価額の総額	985,600,000円
取得日	2025年12月18日

2026年2月16日付取締役会決議による自己株式の取得

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	170,000株
取得価額の総額	562,700,000円
取得日	2026年2月17日

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員又は子会社の役員及び従業員に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 久 悦	取 締 役 会 長	
松 本 哲 哉	代 表 取 締 役 社 長	
古 布 真 也	取 締 役 常 務 執 行 役 員	営 業 本 部 長
木 崎 昭 二	取 締 役 執 行 役 員	生 産 本 部 長 理 研 計 器 (常 州) 電 子 科 技 有 限 公 司 董 事 長
中 野 信 夫	取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	
多 賀 道 正	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	
植 松 泰 子	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	TXL法 律 事 務 所 弁 護 士
竹 本 秀 一	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	

- (注) 1. 社外取締役 (監査等委員) 多賀 道正、植松 泰子及び竹本 秀一は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 社外取締役 (監査等委員) 竹本 秀一は、金融機関での長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2025年6月26日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役(監査等委員)宮口 丈人は任期満了により退任いたしました。

6. 取締役を兼務しない執行役員（2026年4月1日現在）

氏 名	担 当
田 島 秀 二	管理本部長兼経営企画部長 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長
川 辺 哲 也	技術開発本部長
中 村 和 馬	エンジニアリング本部長
井 上 浩 治	営業本部 副本部長兼営業管理部長
山 田 睦 彦	営業本部 副本部長兼海外第一営業部長 台湾理研計器股份有限公司 董事長 理研計器商貿(上海)有限公司 董事長
安 田 昌 英	技術開発本部 副本部長兼研究一部長
石 橋 勝	技術開発本部 副本部長
新 居 田 卓 史	経営監査室長
小 島 正 昭	第三営業部長
石 原 純 久	海外第二営業部長
高 倉 俊 行	品質管理センター長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は取締役及び監査等委員である取締役を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者が株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合及び被保険者が損害賠償請求を提起され職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等について補填することとし、保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	176	87	67	21	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	22	22	—	—	1
社外取締役(監査等委員)	15	15	—	—	4
合計	213	125	67	21	9

- (注) 1. 上記には、2025年6月26日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役(監査等委員) 1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の総額には、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 4名に付与した譲渡制限付株式の割当に係る費用21百万円を含んでいます。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額2億5千万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、これとは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額は、2020年6月25日開催の第114回定時株主総会において年額6千万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。

⑤ 役員報酬等の内容決定に関する方針について

当社は、2023年6月28日開催の取締役会で「取締役の報酬等の決定方針」を決議しております。

a. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針にかかる事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程に基づき定められ、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬から構成されております。

固定報酬の金額は、役員報酬規程において、役位、職責、経済情勢、過去の実績等を考慮して予め定められております。

業績連動報酬の金額は、指標である直前事業年度の連結営業利益を考慮のうえ、取締役会から委任された代表取締役社長が、株主総会で決議された限度額の範囲内で、各取締役の役位、職責、会社の経営成績とそれに対する貢献度を総合的に勘案して原案を作成しま

す。指標として連結営業利益を選択した理由は、中期経営計画において営業利益を高めることを優先課題とし、連結営業利益を目標のひとつとして設定しているためです。そして、固定報酬と業績連動報酬を合計した報酬案を指名・報酬委員会に説明し、諮問・答申内容を尊重したうえで最終的な報酬額を決定しております。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。各取締役の役位に基づき、取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てております。

固定報酬と業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬との支給割合に関する方針を定めておりませんが、職責、グループ経営への影響等を考慮した結果、役位・職責が上位の者ほど全報酬に占める業績連動報酬・譲渡制限付株式報酬の割合が大きくなっております。

また、当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行からの独立性を確保するため固定報酬のみとし、株主総会で決議された限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議を経て、監査等委員の全員の同意をもって決定することとしております。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第109回定時株主総会において、年間報酬総額の上限を2億5千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であります。さらに、2020年6月25日開催の第114回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額6千万円以内で支給することが決議されました。なお、当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第109回定時株主総会において、年間報酬総額の上限を5千万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名であります。

c. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額の決定にあたっては、取締役会より委任された代表取締役社長 松本 哲哉が、株主総会で決議された限度額の範囲内

で、各取締役の役位、職責、会社の経営成績とそれに対する貢献度を総合的に勘案して原案を作成しました。そして、固定報酬と業績連動報酬を合計した報酬案を指名・報酬委員会に説明し、諮問・答申内容を尊重したうえで最終的な報酬額を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い決定しているため、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。当該権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い決定しているため、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。なお、業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の目標は、直前事業年度（2025年3月期）の連結営業利益118億円、その実績は106億円でありました。

譲渡制限付株式報酬は、各取締役の役位に基づき、取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てております。

また、監査等委員である取締役の報酬の額の決定にあたっては、株主総会で決議された限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議を経て、監査等委員の全員の同意をもって決定しております。

⑥ 社外役員等に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	地 位	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 内 容
植 松 泰 子	取締役（監査等委員）	TXL法律事務所	弁護士

（注）当社とTXL法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	取締役会 出席状況	監査等委員 会出席状況	主 な 活 動 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して 行 っ た 職 務 の 概 要
多 賀 道 正	取 締 役 (監査等委員)	100% (12回中12回)	100% (11回中11回)	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において発言を行っており、経営全般にわたり有益な助言をいただきました。 また、任意の指名・報酬委員会の委員長として客観的かつ中立的な立場で、取締役候補者の選定や報酬決定において有益な助言をいただきました。
植 松 泰 子	取 締 役 (監査等委員)	100% (12回中12回)	100% (11回中11回)	弁護士としての企業法務に関する専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において発言を行っており、専門的見地から有益な助言をいただきました。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で、取締役候補者の選定や報酬決定において有益な助言をいただきました。
竹 本 秀 一	取 締 役 (監査等委員)	100% (10回中10回)	100% (7回中7回)	金融機関での豊富な業務経験と財務分野及び会計分野に関する知見を踏まえたマネジメント経験に基づき、取締役会及び監査等委員会において発言を行っており、経営全般にわたり有益な助言をいただきました。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として客観的かつ中立的な立場で、取締役候補者の選定や報酬決定において有益な助言をいただきました。

(注) 取締役（監査等委員）竹本 秀一は、2025年6月26日開催の第119回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役と異なります。
なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査等委員会の開催回数は7回であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 （ 百 万 円 ）
1. 当事業年度に係る報酬等の額	80
2. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社が定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆様意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、公表しております中期経営計画の着実な実行とコーポレートガバナンスの強化等を通じ、更なる株主視点の経営を実現することが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考え、これらの取組みを推進しております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、現在のところ、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収への対抗措置」）については特にこれを定めてはおりませんが、引き続き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みを進めてまいります。また、当社株式を大量に取得しようとする者に対しては、株主の皆様が当該買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

④ 取締役会の判断及びその理由

上記②、③の取組みは、いずれも①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に合致するものと考えております。従って、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的にするものではないと考えております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要政策の一つとしており、配当性向並びに株主資本配当率、財務状況等を総合的に勘案し、継続した安定配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針を総合的に勘案し、1株当たり普通配当55円（うち中間配当25円）とさせていただきます。その結果、配当性向（連結）は25.3%、純資産配当率（連結）は3.1%となります。

内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備の増強、販売・アフターメンテナンスサービス網の充実など、今後の事業展開のために有効投資し、経営基盤のさらなる充実・強化をはかってまいります。

連結貸借対照表
(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	64,996	流動負債	10,923
現金及び預金	17,428	支払手形及び買掛金	2,686
受取手形、売掛金及び契約資産	11,584	電子記録債務	339
電子記録債権	4,635	短期借入金	1,021
有価証券	10,501	リース債務	630
商品及び製品	5,667	未払費用	1,124
仕掛品	7,344	未払法人税等	1,362
原材料及び貯蔵品	6,749	賞与引当金	1,192
その他の	1,170	製品保証引当金	116
貸倒引当金	△85	受注損失引当金	98
固定資産	36,054	その他の	2,350
有形固定資産	19,447	固定負債	4,743
建物及び構築物	10,613	長期借入金	814
機械装置及び運搬具	340	長期未払金	15
土地	5,996	リース債務	1,402
リース資産	1,792	繰延税金負債	2,424
建設仮勘定	288	資産除去債務	11
その他の	416	その他の	74
無形固定資産	3,439	負債合計	15,666
ソフトウェア	143	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	2,858	株主資本	77,191
顧客関連資産	418	資本金	2,565
その他の	19	資本剰余金	1,146
投資その他の資産	13,166	利益剰余金	76,940
投資有価証券	8,925	自己株式	△3,461
退職給付に係る資産	2,542	その他の包括利益累計額	8,187
繰延税金資産	295	その他有価証券評価差額金	4,748
その他の	1,404	為替換算調整勘定	3,439
貸倒引当金	△1	非支配株主持分	4
資産合計	101,050	純資産合計	85,383
		負債純資産合計	101,050

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金	額
売上	上	原	高			55,212
売	上	利	価			28,049
販	費	管	益			27,163
営	及	理	費			14,738
営	業	外	益			12,425
受	取	利	息	146		
受	取	当	金	255		
為	替	差	益	512		
受	保	び	金	15		
有	価	証	益	21		
有	価	証	益	19		
雑		収	入	138		1,110
営	業	外	費			
支	払	利	用	74		
固	定	除	息	1		
支	払	数	損	1		
雑			料	14		91
経	常	利	益			13,443
特	別	利	益			
固	定	産	却	0		0
特	別	損	失			
固	定	産	却	25		
減	損	損	失	65		91
税	金	調	前			13,352
法	人	税	及			
法	人	税	等	3,329		
当	期	純	利	66		3,395
非	支	配	株			9,957
主	に	帰	属			△0
親	会	社	株			9,957
主	に	帰	属			
当	期	純	利			
益						

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2026年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	50,008		流動負債	9,552	
現金及び預金	5,792		買入短期借入金	3,554	
受取手形債権	91		1年内返済予定の長期借入金	600	
電記記録債権	4,616		リース負債	421	
売掛金及び契約資産	12,552		未払金	505	
備証	9,502		未払費用	947	
商品及び製品	4,253		未払法人税等	480	
仕掛材	6,521		前払金	1,017	
材料及び貯蔵品	5,220		賞与引当金	444	
未収入金	1,110		製品保証引当金	58	
その他	346		受取引当金	1,167	
固定資産	35,688		固定負債	116	
有形固定資産	15,473		長期借入金	238	
建物	8,271		繰上り延税入金	814	
構築物	242		繰上り延税入金	1,214	
機械及び装置	60		繰上り延税入金	1,886	
車両運搬具	0		繰上り延税入金	7	
工具、器具及び備品	317		繰上り延税入金	15	
土地	4,822		繰上り延税入金	11	
リース資産	1,487		繰上り延税入金		
建設仮勘定	272		繰上り延税入金		
無形固定資産	2,995		繰上り延税入金		
ソフトウェア	124		繰上り延税入金		
ソフトウェア仮勘定	2,851		繰上り延税入金		
電話加入権	17		繰上り延税入金		
特許権	2		繰上り延税入金		
投資その他の資産	17,219		繰上り延税入金		
投資有価証券	8,683		繰上り延税入金		
関係会社株	5,448		繰上り延税入金		
長期前払費用	176		繰上り延税入金		
前払年金費用	2,393		繰上り延税入金		
生命保険積立金	449		繰上り延税入金		
その他	70		繰上り延税入金		
貸倒引当金	△1		繰上り延税入金		
資産合計	85,697		負債純資産合計	85,697	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位:百万円)

科 目				金 額	
売上 売上 販売費 営業 営業 受取 受取 受取 受取 受取 営業 支固 支固 支固 特固 特固 減税 税法 法当	上	上	原	高	45,299
	上	上	原	価	26,350
	費	及	総	利	18,948
	業	業	一	般	9,862
	業	業	外	利	9,085
	取	取	利	息	37
	取	取	配	当	994
	動	産	賃	貸	16
	保	険	金	及	14
	替	事	務	手	868
営業 支固 支固 支固 特固 特固 減税 税法 法当	取	取	手	数	10
	業	業	外	費	79
	支	支	利	息	67
	固	定	除	却	1
	支	払	数	料	1
	支	損		失	4
	常	利		益	75
	別	利		益	11,031
	資	産	売	却	0
	別	産	損	却	25
特固 減税 税法 法当	損	損	損	失	65
	引	前	当	期	91
	税	、	住	民	10,940
	人	税	等	調	2,411
法当	人	税	整	額	11
	期	純	利	益	2,423
					8,516

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

理研計器株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	靖	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	満	美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、理研計器株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

理研計器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	靖	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	満	美

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、理研計器株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

理 研 計 器 株 式 会 社	監 査 等 委 員 会	
常 勤 監 査 等 委 員	中 野 信 夫	㊞
監 査 等 委 員	多 賀 道 正	㊞
監 査 等 委 員	植 松 泰 子	㊞
監 査 等 委 員	竹 本 秀 一	㊞

(注) 監査等委員 多賀 道正、植松 泰子及び竹本 秀一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

新中期経営計画(2027年3月期～2029年3月期)

長期経営ビジョン

安心のその先を、人と技術で創るリーディングカンパニー
～検知器メーカーから世界に安全を届けるパートナーへの進化～

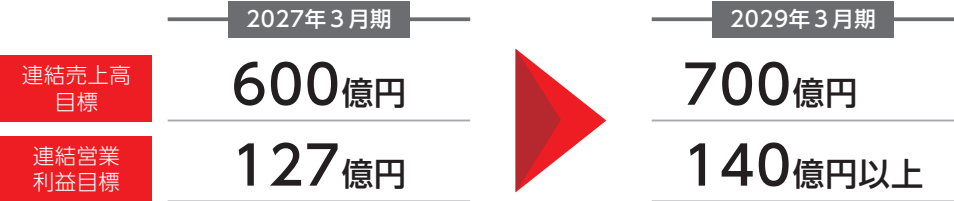
中期経営ビジョン

グローバル市場の開拓と持続的な成長を
実現するための組織の強化

事業戦略

新中計における取り組みテーマ		目的
基盤戦略	1 部門間連携の強化・促進	製品開発力の向上とスピードアップ
	1 顧客を含めたバリューチェーンの構築による提供価値の向上	安定的な利益の創出
	2 海外市場の積極的開拓	海外事業の強化
事業成長戦略	3 技術開発による新領域開発と標準化による技能伝承	業域の拡大

新中計における取り組みテーマ		目的
事業基盤戦略	1 マネジメント人材の育成強化	計画に合わせた生産能力拡充
	2 生産キャパシティ拡大・強化& サプライチェーンマネジメント	自律型組織と社内提案の活性化
	3 ERPの実装・浸透・利活用	
その他	1 成長投資とリソース配分	経営基盤の強化
	2 ESG経営への取り組み強化	



中期経営計画の詳細はこちらからもご覧いただけます

中期経営計画 (2027年3月期～2029年3月期)

QRコード

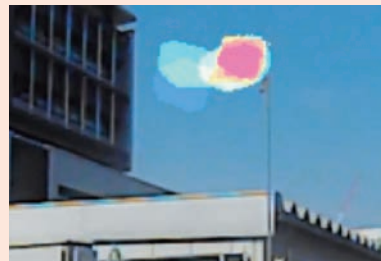
中期経営計画 <https://www.rikenkeiki.co.jp/ir/medium-term>

WEBをチェック 理研計器 中計

Topics アンモニアガスの漏洩可視化システムを開発しました

当社は、株式会社Soilookとアンモニアガスの漏洩可視化システムを開発しました。アンモニアは、燃焼時にCO₂を排出しないカーボンフリー燃料として世界的に注目されており、日本政府は2030年に年間300万トン、2050年には年間3,000万トンの国内燃料アンモニア需要を想定しています。アンモニアガスは、可燃性で毒性があるため、火力発電への混焼・専焼、船舶燃料、産業用冷凍など、アンモニアの利活用領域が急速に拡大する中、安全な取り扱いが必要になってきます。

今般、開発した可視化システムは、赤外線検知と人工知能(AI)の判定により、遠隔でガスの漏洩を把握し、色の濃淡で漏洩を識別するものです。今後、実証実験を行い、2027年秋に量産試作を開始予定です。そして、国際的な安全指標を満たした上で2028年の夏に市場での販売を目指しています。



試作機、代替機による屋外試験の様子

Topics 市村産業賞 貢献賞を受賞しました

市村賞は、公益財団法人 市村清新技術財団が主催する表彰制度です。リコー三愛グループの創業者である市村 清氏が昭和38年4月29日紺綬褒章受賞したことを記念して創設されました。この賞は、科学技術の普及啓発に資するとともに科学技術水準の向上に寄与することを目的としています。市村賞は、市村産業賞・市村地球環境産業賞・市村学術賞・市村地球環境学術賞の4部門に分かれており、市村産業賞は、産業分野で優れた技術を開発し、社会や産業の発展に貢献した技術者を表彰する賞です。

今回、当社は市村産業賞の貢献賞を受賞しました。

受賞対象開発テーマ

光速と音速から探る燃料ガスの物性評価技術

概要

今回「貢献賞」を受賞した『光学音速センサ法(オプトソニック法)』は、2013年より販売している防爆型熱量計 OHC-800 にも搭載されている技術で、燃料ガス中を伝播する光と音の速さを測定することにより、熱量、比重、燃焼速度、圧縮係数などの物性を評価するものです。

従来、燃料ガスの物性評価は、ガスクロマトグラフ等による組成分析を行い、得られた成分濃度から物性を算出する方法が一般的でした。しかし、この方法では分析に一定の時間を要するため、連続測定や、組成変化に伴う物性の急激な変動への追従が困難という課題がありました。

光学音速センサ法は、燃料ガス中を伝わる光速と音速を直接測定することで、燃料ガスの物性を連続的かつ高速応答で評価することが可能です。本技術は、都市ガスの熱量調整、火力発電所におけるガスタービン制御、LNG燃料船のメタン価監視など、さまざまな用途でご利用いただいております。

さらに近年では、燃料ガスの物性測定にとどまらず、合成メタンの反応過程やアンモニアの合成・分解反応のモニタリング、ならびに非分散型赤外センサと組み合わせたコークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガスなどの組成分析といった分野への応用も進んでいます。



記念トロフィー



防爆型熱量計OHC-800

Communication 株主の皆様との対話を目指して

●統合報告書のご案内

さらなる当社へのご理解を深めていただけるよう、統合報告書を発行しております。こちらも是非ご覧ください。
なお、2026年版は本年の秋頃発行を予定しております。



<https://www.rikenkei.co.jp/ir/integratedreport>

●アンケートご協力のお願い

当社では、株主の皆様のお声をお聞かせいただくため、アンケートを実施しております。お手数ではございますが、ご協力をお願いいたします。

**株主の皆さまの
声をお聞かせください**

当社では、株主の皆さまの声をお聞かせいただくため、アンケートを実施いたします。
お手数ではございますが、アンケートへのご協力をお願いいたします。

下記URLにアクセスいただき、アクセスキー入力後に表示される
アンケートサイトにてご回答ください。
<https://koekiku.jp>

ご回答いただいた方の中から抽選で薄給を当選させていただきます。

本アンケートは、株式会社プロテックスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートの取り扱いについては「コエキク利用規約」koekiku.protex.co.jp

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日 なお、その他必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めます。
配当金受領 株主確定日	毎年3月31日 (中間配当を行う場合は9月30日)
単元株式数	100株
公告方法	電子公告とし、当社のホームページ(https://www.rikenkei.co.jp)に掲載します。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

株主名簿管理人及び 特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-288-324 専用ホームページで一部届出用紙の出力ができます。 https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html
郵便物送付先及び 電話お問合せ先	
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場(証券コード 7734)

志村坂上駅

セブンイレブン

三菱UFJ銀行

志村坂上駅 A1出口

板橋中央総合病院

イムス板橋健診クリニック

小豆沢二丁目

板橋中央看護専門学校

ファミリーマート

理研計器 本社

入口

ガススタンド

小豆沢一丁目

日産プリンス東京

公園

至赤羽

都営三田線

国道17号

至巣鴨

小豆沢一丁目バス停

セブンイレブン

セブンイレブン

ローソン

板橋セントラルクリニック

巢鴨信用金庫

小豆沢体育館